

新	旧	備考
海外事業資金貸付保険手続細則 平成13年4月1日 01 - 制度 - 00033 沿革 (略) <u>平成26年9月24日 一部改正</u>	海外事業資金貸付保険手続細則 平成13年4月1日 01-制度-00033 沿 革 (略)	
海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（<u>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00007</u>。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第38条及び海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（<u>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00008</u>。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款（貸付金債権等）」という。）第38条及び海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。	
第1条 (略)	第1条 (略)	
(申込み) 第2条 約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、海外事業資金貸付又は借入金等に係る貸付（以下「資金貸付」という。）のための契約の締結日以降、<u>海外事業資金貸付金債権等</u>を取得又は保証債務を負担する日の前日までに、別紙様式第1による海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険申込書又は別紙様式第2による海外事業資金貸付（保証債務）保険申込書、同様式別表及び第2項に定める書類の写しを添付して日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。 2 第1項に規定する書類とは次の各号に掲げる書類とする。ただし、前条の規定に従い内諾を取得した場合は、第2号から第5号までに掲げる書類の提出は不要とする。 一 資金貸付のための契約（<u>保証債務の負担の場合は、保証契約を添付するものとする。</u>）	(申込み) 第2条 約款（貸付金債権等）に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、海外事業資金貸付（以下「資金貸付」という。）のための契約の締結日以降、<u>貸付金債権等</u>の取得の日の前日までに、別紙様式第1による海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険申込書、同様式別表及び第3項に定める書類の写しを添付して日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。 2 <u>約款（保証債務）に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、資金貸付のための契約の締結日以降、保証債務を負担する日の前日までに、別紙様式第2による海外事業資金貸付（保証債務）保険申込書、同様式別表及び次項に定める書類の写しを添付して本店に提出するものとする。</u> 3 <u>第1項及び前項に規定する書類とは次の各号に掲げる書類とする。ただし、前条の規定に従い内諾を取得した場合は、第2号から第5号までに掲げる書類の提出は不要とする。</u> 一 <u>資金貸付のための契約（当該契約が貸付契約等と異なる場合にあっては、当該契約及び貸付契約等）</u>	

新	旧	備考
二 信用危険に係る申込みにあつては、<u>海外事業資金貸付金債権等の取得の場合は資金貸付の相手方、保証債務の負担の場合は保証債務に係る主たる債務者（以下「資金貸付の相手方等」という。）の信用状態を判断するために必要な決算報告書等の書類</u> 三 被支配法人を資金貸付の相手方等とする保険契約にあつては、被保険者の資金貸付の相手方等に対する出資比率、役員派遣数等経営支配関係の確認できる書類 四 資金貸付の事業計画等を記載した書類 五 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00061）に規定するスクリーニングフォーム（原則として、<u>海外事業資金貸付金債権等の取得の場合にあつては、当該取得の日（当該取得が分割して行われるときは、第 1 回目の取得が行われた日）から最終償還期限までの期間、保証債務の負担の場合にあつては、保証債務に係る借入金又は公債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金を主たる債務者が受領した日（当該受領が分割して行われるときは、第 1 回目の受領が行われた日。）から最終償還期限までの期間及び保証債務の負担の期間が 2 年未満となる案件を除く。）</u> 六 変動金利対応方式をとる場合にあつては、資金貸付のための契約の締結の日において貸付契約等により算定した利率を証する書類 七 その他参考となるべき書類 <u>3</u> 約款（貸付金債権等）第 21 条の 2 及び約款（保証債務）第 20 条の 2 に基づく誓約は、本条による申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第 26 による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。	二 信用危険に係る申込みにあつては、貸付金債権等の取得の場合は資金貸付の相手方、保証債務の負担の場合は保証債務に係る主たる債務者（以下「資金貸付の相手方等」という。）の信用状態を判断するために必要な決算報告書等の書類 三 被支配法人を資金貸付の相手方等とする保険契約にあつては、被保険者の資金貸付の相手方等に対する出資比率、役員派遣数等経営支配関係の確認できる書類 四 資金貸付の事業計画等を記載した書類 五 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00061）に規定するスクリーニングフォーム（原則として、<u>海外事業資金貸付保険運用規程第 6 条において規定する資金貸付の期間が 2 年未満となる案件を除く。）</u> 六 変動金利対応方式をとる場合にあつては、資金貸付のための契約の締結の日において貸付契約等により算定した利率を証する書類 七 その他参考となるべき書類 <u>4</u> 約款（貸付金債権等）第 21 条の 2 及び約款（保証債務）第 20 条の 2 に基づく誓約は、本条による申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第 26 による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。	
第 3 条 ～ 第 5 条 （略）	第 3 条 ～ 第 5 条 （略）	
（償還金額及び償還期限確定の通知） 第 6 条 保険契約者又は被保険者は、資金貸付が終了し、当該資金貸付に係る償還金額及び償還期限が確定したときは、約款（貸付金債権等）第 12 条第 1 項又は約款（保証債務）第 12 条第 1 項の規定に基づき、当該確定日から 1 月以内に、別紙様式第 5 による海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書、同様式別表及び次の各号に	（償還金額及び償還期限確定の通知） 第 6 条 保険契約者又は被保険者は、資金貸付が終了し、当該資金貸付に係る償還金額及び償還期限が確定したときは、約款（貸付金債権等）第 12 条第 1 項又は約款（保証債務）第 12 条第 1 項の規定に基づき、当該確定日から 1 月以内に、別紙様式第 5 による海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書、同様式別表及び次の各号に	

新	旧	備考
掲げる書類を本店に提出するものとする。 一 <u>海外事業資金貸付金債権等</u>の取得の場合にあつては、送金事務を取り扱った銀行等（貿易保険法第 37 条第 1 項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）が発行する送金を証する書類 二 保証債務の負担の場合にあつては、保証債務に係る<u>借入金</u>又は公債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金について主たる債務者の受領を証する書類	掲げる書類を本店に提出するものとする。 一 貸付金債権等の取得の場合にあつては、送金事務を取り扱った銀行等（貿易保険法第 37 条第 1 項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）が発行する送金を証する書類 二 保証債務の負担の場合にあつては、保証債務に係る<u>長期借入金</u>又は公債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金について主たる債務者の受領を証する書類	
（保険の目的の譲渡等に係る承認申請） 第 7 条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第34条の規定に基づき保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合又は約款（保証債務）第32条の規定に基づき保証債務の移転若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡又は移転前に別紙様式第 6 - 1 による海外事業資金貸付保険保険目的譲渡等承認申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 2 被保険者は、前項に基づき日本貿易保険の承認を受けたときは、<u>保険の目的の譲渡、保証債務の移転又は保険金請求権の譲渡</u>の日から 1 月以内に、別紙様式第 6 - 2 による海外事業資金貸付保険保険目的譲渡等終了通知書及び譲渡の事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。	（保険の目的の譲渡等に係る承認申請） 第 7 条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第34条の規定に基づき保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合又は約款（保証債務）第32条の規定に基づき保証債務の移転若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡又は移転前に別紙様式第 6 - 1 による海外事業資金貸付保険保険目的譲渡等承認申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 2 被保険者は、前項に基づき日本貿易保険の承認を受けたときは、<u>譲渡又は移転</u>の日から 1 月以内に、別紙様式第 6 - 2 による海外事業資金貸付保険保険目的譲渡等終了通知書及び譲渡の事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。	
第 8 条 ～ 第 11 条 （略）	第 8 条 ～ 第 11 条 （略）	
（保険の目的又は保険金請求権の信託等の内容変更に係る承認申請） 第 12 条 被保険者は、<u>約款（貸付金債権等）</u>第 37 条第 3 項の規定に基づき、信託等の内容を規定する書類（信託受益権譲渡を規定する書類及び責任財産限定特約付金銭消費貸借契約を含む）の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第 8 - 6 による信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書及び内容変更等を必要とする理由を説明した書類を本店に提出するものとする。但し、明らかな誤字、脱字その他の誤謬の修正についてはこの限りではない。	（保険の目的又は保険金請求権の信託等の内容変更に係る承認申請） 第 12 条 被保険者は、<u>約款</u>第 37 条第 3 項の規定に基づき、信託等の内容を規定する書類（信託受益権譲渡を規定する書類及び責任財産限定特約付金銭消費貸借契約を含む）の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第 8 - 6 による信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書及び内容変更等を必要とする理由を説明した書類を本店に提出するものとする。但し、明らかな誤字、脱字その他の誤謬の修正についてはこの限りではない。	
第 13 条 ～ 第 15 条 （略）	第 13 条 ～ 第 15 条 （略）	
（債権の登録通知） 第 16 条 被保険者は、日本貿易保険が求めた場合は、別紙様式第 11 による海外事業資金貸付保険債権登録通知書及び別表を本店に提出す	（債権の登録通知） 第 16 条 被保険者は、<u>前 2 条の規定に基づき損失の発生又は危険の発生を通知する場合又は</u>日本貿易保険が求めた場合は、別紙様式第 11	

新	旧	備考
るものとする。ただし、すでに当該債権登録通知書を提出している場合であって、登録内容に変更がないときはこの限りでない。	による海外事業資金貸付保険債権登録通知書及び別表を本店に提出するものとする。ただし、すでに当該債権登録通知書を提出している場合であって、登録内容に変更がないときはこの限りでない。	
第 17 条 (略)	第 17 条 (略)	
(入金のお知らせ) 第 18 条 被保険者は、海外事業資金貸付保険（損失・危険）発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、 <u>約款（貸付金債権等）第 17 条又は約款（保証債務）第 16 条の規定に基づき</u> 、別紙様式第 13 による海外事業資金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	(入金のお知らせ) 第 18 条 被保険者は、 <u>約款（貸付金債権等）第 17 条又は約款（保証債務）第 16 条の規定に基づき</u> 、海外事業資金貸付保険（損失・危険）発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、別紙様式第 13 による海外事業資金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	
第 19 条 ～ 第 20 条 (略)	第 19 条 ～ 第 20 条 (略)	
(保険金の支払請求) 第 21 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款（貸付金債権等）第 25 条第 2 項又は約款（保証債務）第 24 条第 2 項に規定する期間に、別紙様式第 16 による海外事業資金貸付保険保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあっては、第三号、第四号、第五号、第六号ロ、第七号、第九号及び第十号の書類の提出を要しない。 一 保険金請求経緯書 イ 請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあっては、別紙様式第 17 による保険金請求経緯書 ロ 請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意 ① 保険金請求に至る経緯 ② <u>約款（貸付金債権等）の場合は海外事業資金貸付の相手方、約款（保証債務）の場合は保証債務に係る主たる債務者（以下「資金貸付の相手方等」という。）との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る資金貸付以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</u> なお、取引の状況については、本保険金請求に係る貸付日前	(保険金の支払請求) 第 21 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款（貸付金債権等）第 25 条第 2 項又は約款（保証債務）第 24 条第 2 項に規定する期間に、別紙様式第 16 による海外事業資金貸付保険保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあっては、第三号、第四号、第五号、第六号ロ、第七号、第九号及び第十号の書類の提出を要しない。 一 保険金請求経緯書 イ 請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあっては、別紙様式第 17 による保険金請求経緯書 ロ 請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意 ① 保険金請求に至る経緯 ② <u>資金貸付の相手方等との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る貸付契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</u> なお、取引の状況については、本保険金請求に係る貸付日前	

新	旧	備考
6月間の償還日、償還金額、支払日、支払金額、貸付日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。 ③ 資金貸付の相手方等、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況 ④ 資金貸付に係る義務の履行に関し、資金貸付の相手方等が行っているクレームの有無及び被保険者の対応状況 ⑤ 今後の回収見通し ⑥ 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載） 二 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書 三 未決済額が確認できる書類 四 一部入金がある場合は、入金が確認できる書類 五 外貨建て資金貸付の場合は、為替換算率証明書 六 保険事故を証する書類 イ 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明書、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類 ロ 信用危険の場合には、資金貸付の相手方等の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、資金貸付の相手方等への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類 七 支払保証付案件については、その保証状の写し（L／Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類） 八 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類 九 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券） 十 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類の写し 十一 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類 十二 その他参考となるべき書類 2 一の資金貸付について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結して	6月間の償還日、償還金額、支払日、支払金額、貸付日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。 ③ 資金貸付の相手方等、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況 ④ 資金貸付に係る義務の履行に関し、資金貸付の相手方等が行っているクレームの有無及び被保険者の対応状況 ⑤ 今後の回収見通し ⑥ 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載） 二 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書 三 未決済額が確認できる書類 四 一部入金がある場合は、入金が確認できる書類 五 外貨建て資金貸付の場合は、為替換算率証明書 六 保険事故を証する書類 イ 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明書、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類 ロ 信用危険の場合には、資金貸付の相手方等の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、資金貸付の相手方等への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類 七 支払保証付案件については、その保証状の写し（L／Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類） 八 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類 九 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券） 十 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類の写し 十一 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類 十二 その他参考となるべき書類 2 一の資金貸付について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結して	

新	旧	備考
いる場合にあっては、同時に請求するものとする。 3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。	いる場合にあっては、同時に請求するものとする。 3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。	
第 22 条 ～ 第 25 条 (略)	第 22 条 ～ 第 25 条 (略)	
(回収金の納付) 第 26 条 被保険者は、保険金の支払請求後に回収した金額があるときは、約款（貸付金債権等）第 31 条第 7 項又は約款（保証債務）第 29 条第 7 項の規定に基づき、回収した日（回収した日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から 1 月以内に、別紙様式第 22 による海外事業資金貸付保険回収金納付通知書及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。 一 保険金を請求した日から回収までの経緯を記載した書類 二 回収納付金の計算の基礎となるべき書類 三 その他参考となるべき書類の写し 2 被保険者は、前項に規定する回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。	(回収金の納付通知書) 第 26 条 被保険者は、保険金の支払請求後に回収した金額があるときは、約款（貸付金債権等）第 31 条第 7 項又は約款（保証債務）第 29 条第 7 項の規定に基づき、回収した日（回収した日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から 1 月以内に、別紙様式第 22 による海外事業資金貸付保険回収金納付通知書及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。 一 保険金を請求した日から回収までの経緯を記載した書類 二 回収納付金の計算の基礎となるべき書類 三 その他参考となるべき書類の写し 2 被保険者は、前項に規定する回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。	
第 27 条 ～ 第 31 条 (略)	第 27 条 ～ 第 31 条 (略)	
(様式及び提出書類に係る特例) 第 32 条 <u>外国法人又は外国人が行う海外事業資金貸付金債権等の取得又は保証債務の負担に係る保険契約のうち、日本貿易保険が認めた場合にあっては、第 2 条から第 29 条の規定にかかわらず、日本貿易保険の認めた様式及び提出書類による申込み、申請、請求、通知、報告、委任及び誓約を認めるものとする。</u> <u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u>	(様式及び提出書類に係る特例) 第 32 条 <u>約款（貸付金債権等）第 2 条第 2 号ハに該当する貸付金債権等の取得に係る保険契約にあっては、第 2 条から第 29 条の規定にかかわらず、日本貿易保険の認めた様式及び提出書類による申込み、申請、請求、通知、報告、委任及び誓約を認めるものとする。</u>	

新	旧	備考
別表 1 提出先は、本店とする。	別表 1 提出先は、 <u>被保険者が保険契約の申込を行った本店</u> とする。	
別表 2 重大な内容変更等 ① 資金貸付の相手方等又は保証人の変更 ② 資金貸付の相手方等が所在する国又は保証人が所在する国の変更 ③ 表示通貨の変更 ④ 当初又は内容変更承認後の貸付金等又は保証債務の対象となる<u>借入金</u>若しくは公債、社債その他これらに準ずる債券の元本及び利子（本号においては元本に限る。以下単に「貸付金等」という。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の貸付金等の額の5%以上の増額 ⑤ 貸付金等の資金用途の変更 ⑥ 貸付金等の貸出実行期間の延長 ⑦ 貸付金等の償還期日又は利払期日の延長 ⑧ 貸付金等の償還方法又は利払方法（金利計算方法の変更を含む。）の変更 ⑨ 貸付契約等の実行条件、表明及び保証（Representations and Warranties）、誓約（Covenants）又は債務不履行事由（Events of Default）を規定する条項若しくは条件の変更（ただし、内容の明確化を目的とし、規定内容に実質的な変更が生じない変更又は追加を除く。） ⑩ 貸付契約等の変更（Amendments）に係る条項若しくは条件又は被保険者の権利放棄（Waivers）に係る条項若しくは条件の変更 ⑪ 費用負担、保険代位、債権譲渡、契約上の地位の移転、準拠法、裁判管轄、紛争解決手段、又は主権免除の放棄に係る条項又は条件の変更 ⑫ 貸付契約等に係る支払保証契約の変更 ⑬ 資金貸付の相手方等の債務不履行（Events of Default）に伴い被保険者に生じる権利（Remedial Actions等）の行使又は放棄 ⑭ 資金貸付の相手方等の申請に対する被保険者の承認行為（前各号に該当するものを除く。）	別表 2 重大な内容変更等 ① 資金貸付の相手方等又は保証人の変更 ② 資金貸付の相手方等が所在する国又は保証人が所在する国の変更 ③ 表示通貨の変更 ④ 当初又は内容変更承認後の貸付金等又は保証債務の対象となる<u>長期借入金</u>若しくは公債、社債その他これらに準ずる債券の元本及び利子（本号においては元本に限る。以下単に「貸付金等」という。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の貸付金等の額の5%以上の増額 ⑤ 貸付金等の資金用途の変更 ⑥ 貸付金等の貸出実行期間の延長 ⑦ 貸付金等の償還期日又は利払期日の延長 ⑧ 貸付金等の償還方法又は利払方法（金利計算方法の変更を含む。）の変更 ⑨ 貸付契約等の実行条件、表明及び保証（Representations and Warranties）、誓約（Covenants）又は債務不履行事由（Events of Default）を規定する条項若しくは条件の変更（ただし、内容の明確化を目的とし、規定内容に実質的な変更が生じない変更又は追加を除く。） ⑩ 貸付契約等の変更（Amendments）に係る条項若しくは条件又は被保険者の権利放棄（Waivers）に係る条項若しくは条件の変更 ⑪ 費用負担、保険代位、債権譲渡、契約上の地位の移転、準拠法、裁判管轄、紛争解決手段、又は主権免除の放棄に係る条項又は条件の変更 ⑫ 貸付契約等に係る支払保証契約の変更 ⑬ 資金貸付の相手方等の債務不履行（Events of Default）に伴い被保険者に生じる権利（Remedial Actions等）の行使又は放棄 ⑭ 資金貸付の相手方等の申請に対する被保険者の承認行為（前各号に該当するものを除く。）	

新	旧	備考
⑮ <u>保証債務に係る保証契約内容の変更</u> ⑯ <u>その他特約に規定する事項</u> 注：次に掲げる案件にあつては、⑨⑩⑪⑬及び⑭は重大な内容変更等に該当しない。 平成 17 年 3 月 31 日以前に保険契約を締結した案件 信用危険をてん補しない案件 約款（保証債務）に基づき保険契約を締結した案件	⑮ <u>その他特約に規定する事項</u> 注：次に掲げる案件にあつては、⑨⑩⑪⑬及び⑭は重大な内容変更等に該当しない。 平成 17 年 3 月 31 日以前に保険契約を締結した案件 信用危険をてん補しない案件 約款（保証債務）に基づき保険契約を締結した案件	
別表 3 （略）	別表 3 （略）	
別表 4 （略）	別表 4 （略）	